

熊本市地方就職支援金交付要綱

制定 令和6年 7月31日 市長決裁
改正 令和7年 4月14日 市長決裁
改正 令和7年 8月 4日 市長決裁

(趣旨)

第1条 熊本市は、くまもと新時代共創総合戦略及び熊本市第8次総合計画に基づき、東京圏内の大学等を卒業した学生の熊本市内への移住を伴う県内就職を支援するため、熊本県（以下「県」という。）と共同して行う熊本県地方就職学生支援事業において、東京圏内の大学等を卒業して、熊本市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において熊本市地方就職支援金（以下「地方就職支援金」という。）を交付することとする。

地方就職支援金の交付については、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県のうち、条件不利地域を除くものをいう。
- (2) 移住 東京圏から熊本市に生活の本拠を移し、熊本市へ転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。）をすることをいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (4) 交通費 熊本県内の企業において実施される就職活動等に要した交通費（実費）をいう。
- (5) 移転費 熊本市への移住に要した費用のうち運送費用（実費）をいう。

(交付対象者)

第3条 地方就職支援金の交付の対象となる者は、申請時において、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、交通費については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

- (イ) 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 熊本市に転入したこと。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- (イ) 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (ウ) 熊本市に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に本項第2号に規定する要件を満たす企業等に就職し、熊本市に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他、県又は市長が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 勤務地が県内に所在すること。
- (イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- (エ) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- (オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- (イ) 勤務地が県内に限定される社員としての採用であること。

(交付金額)

第4条 交通費に係る地方就職支援金の交付金額は、熊本県内の企業において実施される就職活動等に要した交通費（実費）に2分の1を乗じた額とする。ただし、内定企業等から当該交通費の支給を受けている場合には、実費と内定企業等からの支給額との差額に2分の1を乗じた額とする。

2 前項の規定により算定する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 第1項の規定により算定する交通費に係る地方就職支援金の交付金額は、30,000円を上限とする。

第4条の2 移転費に係る地方就職支援金の交付金額は、移転に要した実費の金額と113,500円のいずれか低い額とする。

2 移転費のうち、企業が負担した経費、個人的な趣味で大型なものや個人的な嗜好の強いものを運搬等する際の追加費用、自家用車、オートバイ等を運搬等する際の追加費用、荷造及び荷解に係る追加費用、工事、設置等に係る追加費用、家具、家電等の購入費及びレンタル料、修繕費、家電リサイクル費用、不用品、不要品及び粗大ごみの回収費用、荷物を一時保管する場合の追加費用、敷金、礼金、仲介手数料等、物件の下見に係る費用、移住に係る手伝いをした友人等への謝礼及び食事代は対象外とする。

(交付の回数)

第5条 交通費及び移転費に係る地方就職支援金の交付回数は、交付対象者1人につき、それぞれ1回を限度とする。ただし、移転費に係る地方就職支援金の交付を申し込む者は、当該申込とは別に転居費等支援金の交付を申し込むことはできないものとする。

(交付の申請)

第6条 地方就職支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は、2月末（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）までとする。

(1) 全員が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）

イ 地方就職支援金交付申請書兼実績報告に伴う誓約事項（様式第2号）

ウ 第3条第1号及び第2号の要件を満たすことを証する書類（就業先の就業証明書（様式第3号）、内定証明書（様式第3号の2）等）（勤務地が県内に限定される社員としての採用の場合は、その旨が併せて記載されているもの。）

エ 住民票の写し

オ 移住元の住所を確認できる資料（住民票の除票の写し、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を合わせて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）

(2) 交通費に係る申請をする者が提出必須の書類

ア 地方就職支援金交付申請書兼実績報告（様式第1号）

イ 就職活動等に係る交通費の領収書

ウ 卒業・修了証明書。ただし、交通費を大学等在学中に申請をする場合は在学証明書（卒業学年である確認がとれるもの。学年の記載がない場合には、発行済の証明書に加筆・捺印（大学等の公印）すること。）

(3) 移転費に係る申請をする者が提出必須の書類

ア 地方就職支援金交付申請書兼実績報告（様式第1号の2）

イ 移転費の領収書及びその金額が必要最小限の額であったことが分かる書類

ウ 卒業・修了証明書

(交付決定及び支払い)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で地方就職支援金の交付を決定し、地方就職支援金交付決定

兼確定通知書（様式第4号）により通知する。

- 2 前項の規定による交付の決定は、申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付の決定をせざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をすることとする。
- 3 審査の結果、地方就職支援金の交付を不相当と認める場合、その理由を付して、地方就職支援金不交付決定通知書（様式第5号）により通知する。
- 4 第1項の規定による地方就職支援金交付決定兼確定通知書の通知を受けた者は、速やかに地方就職支援金請求書（様式第6号）に振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）を添えて、市長に提出するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による書類を提出した者に対し、地方就職支援金を支払うものとする。
（交付決定書の再交付）

第8条 申請者が地方就職支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により地方就職支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願（様式第7号。以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。
（再交付決定及び通知）

第9条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに地方就職支援金交付決定兼確定通知書（再交付）（様式第8号）を申請者に交付する。
（報告及び立入調査）

第10条 市長は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。
（返還請求）

第11条 市長は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める地方就職支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県知事に協議のうえ、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 申請日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に、熊本市に転入しなかった場合

エ 就業開始日から1年以内に、地方就職支援金の要件を満たす就業先を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第3条第2号の要件を満たす県内の別の企業等に就業する場合を除く。）

オ 転入日から3年未満に熊本市以外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さずに転出していた者については、第3条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。）

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に熊本市以外の市区町村に転出した場合（ただし、住民票を移さず

に転出していた者については、第3条第2号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日を起算日とする。)

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地方就職支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(期間)

2 この要綱は、令和10年3月31日をもって廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年8月4日から施行し、令和7年6月25日から適用する。

(様式)

様式第1号	地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（交通費）
様式第1号の2	地方就職支援金交付申請書兼実績報告書（移転費）
様式第2号	地方就職支援金交付申請書兼実績報告書に伴う誓約事項
様式第3号	就業証明書
様式第3号の2	内定証明書（地方就職支援金の申請用）
様式第4号	地方就職支援金交付決定兼確定通知書
様式第5号	地方就職支援金不交付決定通知書
様式第6号	地方就職支援金請求書
様式第7号	地方就職支援金交付決定兼確定通知書再交付願
様式第8号	地方就職支援金交付決定兼確定通知書（再交付）